

臨時休業措置に関する規定

1 気象警報が発表された場合

- (1) 午前6時現在、次のアまたはイに当たる気象警報が発表されているときは、家庭待機とする。また、午前6時から始業時間までの間に同様の状況となった場合も家庭待機とする。
ア 次の①～⑤の地域（①京都府全域 ②京都府南部 ③南丹・京丹波 ④京都・亀岡 ⑤京丹波町、南丹市、亀岡市のうちいずれか一つ以上の市町）のいずれかに暴風警報が発表されているとき。
イ 本校の所在地である南丹市に大雨警報又は洪水警報が発表されているとき。
- (2) 午前10時までにア、イに当たる気象警報が解除されたときは、午後1時20分から短学活を行い、5校時以降の授業を行う。
- (3) 午前10時現在、引き続きア、イに当たる気象警報が発表中のときは、臨時休業とする。
- (4) 在校中にア、イに当たる気象警報が発表されたときは、状況判断のうえ措置する。

2 災害、交通スト等で公共の交通機関（ＪＲだけに適用）が運転休止となった場合

- (1) 午前6時現在、ＪＲ（園部駅に到着する上下線の電車すべて）が運休のときは、家庭待機とする。（注：上下線のいずれか一方のみ運休の場合は該当しない。）
- (2) 午前6時現在に運休していたＪＲが、午前10時までに（上下線のいずれか一方でも）運行を開始した場合は、午後1時20分から短学活を行い、5校時以降の授業を行う。
- (3) 午前10時現在、引き続いてＪＲ（園部駅に到着する上下線の電車すべて）が運休しているときは、臨時休業とする。

3 特別警報が発表された場合

- (1) 上記1(1)の①～⑤の地域のいずれかに特別警報が発表されているときは、特別警報の種別にかかわらず家庭待機とする。
- (2) 特別警報が解除された場合、付随して発表されたすべての警報が解除されるまで家庭待機とする。（暴風雪、暴風、大雨、洪水、大雪警報。但し、高潮、波浪、津波警報は除く。）

〔例〕 午前11時に発表された大雨特別警報が、その日の午後10時に解除されたが、付随して発表された洪水警報が、翌日の午前6時においても継続している場合は、家庭待機となる。

- (3) 上記(2)にかかる事象が発生した場合の該当警報解除後の処置については、上記1及び2を踏まえることとする。
- (4) 特別警報発表・継続中に生徒が在校する場合は学校に待機させ、安全に十分配慮して、緊急下校・保護者引き渡しを行う。

4 上記1～3の場合、授業が行われているのに通常の通学方法で登校できない生徒は、家庭で待機（学習）するものとする。その場合、当該生徒は「公欠」扱いとする。

5 熱中症特別警戒アラート発表の場合

前日において、南丹市を含む地域に熱中症特別警戒アラートが発表された場合、その翌日（当日）を臨時休業とする。

6 この「臨時休業措置に関する規程」にかかわらず、自宅付近の状況等により登校することが困難であると判断される場合は、自らの判断により生命を守るための臨機応変な行動をとること。この場合は、可能な限り速やかに学校に連絡すること。

7 臨時休業となった場合、学校はできるかぎり速やかに回復措置を講ずる。

8 この「臨時休業措置に関する規定」は、休日の講座・部活動・学校行事にも適用する。